

大量集積型おとり丸太法の実施 ～民国連携によるナラ枯れ対策～

東北森林管理局 津軽森林管理署 主事 ○福島 和将
主事 郡司 耕平
東北森林管理局 企画調整課 情報管理係主事 内田 朋紘

1 課題を取り上げた背景

青森県のナラ枯れ被害は、平成22年シーズンに深浦町大間越地区で発生し、一度は終息したものの平成28年シーズンには被害が再発生し、令和元年シーズンまでは深浦町内で被害が広がり、令和2年シーズンに他の市町村に被害が拡大しました。このような状況の中、青森県が策定した「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」に基づき県と国で連携し、カシノナガキクイムシ（以下、「カシナガ」という。）を誘引捕殺して健全木への穿入を防止する大量集積型おとり丸太法（以下、「おとり丸太法」という。）に取り組んでいます。

注：シーズンとはカシナガの生活史を踏まえた当年度7月から翌年6月までの期間。

2 取組の経過

被害木10本程度以上/haの被害発生中期以降地域の駆除対策として実施しているおとり丸太法は面的なナラ枯れ被害拡大防止策であり、当署管内では令和3年度から民有林・国有林併せて本格的に導入しています。おとり丸太法では、健全なナラ類の丸太を1箇所あたり20m³程度集積し、合成集合フェロモン剤を設置します。令和4年度についても、国有林で12箇所、民有林で10箇所の合計22箇所設置しました（図1）。設置は当地で6月中旬とされるカシナガの初発日までに実施し、カシナガを誘引した丸太は破碎・焼却処理しています。

3 実行結果

おとり丸太法による誘引虫数調査については、カシナガの新成虫の羽化脱出がほぼ終了し、丸太に穿入しなくなる8月下旬から9月中旬に山形大学 齊藤正一 客員教授の協力を得て共同で調査を実施しました。おとり丸太法によるナラ類の枯損防止推定本数の算出を同教授に依頼した結果、令和4年度については22箇所の設置で最大11,000本近く枯損防止できたと推定されました。民国連携の具体策としては、民有林に設置するおとり丸太用原木の国有林からの供給や情報共有による設置環境の改善に取り組んでおり、民国で「防衛ライン」を作る

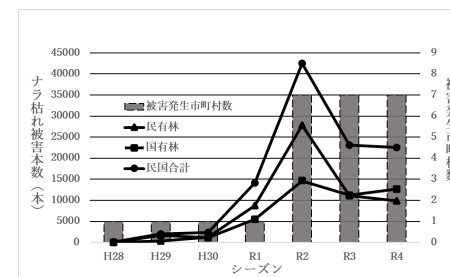


（図1：令和4年度おとり丸太の設置箇所）

ことで被害拡大の抑制に効果を発揮しています。ナラ枯れには気候の影響もあるとされることから一概には言えないものの、おとり丸太法導入以降、被害発生市町村数は増えておらず、被害本数も減少・横ばいとなっており被害拡大の抑止に一定の効果があったと考えられます（図2）。

4 考察

青森県のナラ枯れ被害は依然として続いており、引き続きナラ枯れ被害拡大防止に取り組む必要があります。ナラ枯れ被害木については、全量駆除を基本としながらも、被害発生中期以降地域においてはおとり丸太法を継続して実施し、被害の抑制に努めていきます。他の地域においても被害の状況によっては、同様に民国が連携した対策を講じることが期待されます。



（図2：青森県のナラ枯れ被害の推移）